

休業要請支援金（府・市町村共同支援金）の主な流れ

中小企業・個人事業主

対象要件

- (1) 大阪府内に主たる事業所を有していること。
中小企業: 本社が大阪府内にあること。
個人事業主: 事業所が大阪府内にあること。
- (2) 大阪府の「施設の使用制限の要請等」を受け、令和2年4月21日から5月6日までの全ての期間において、支援金の対象となる施設を全面的に休業する、当該施設の運営事業者であること。
(食事提供施設の運営事業者は、営業時間を午前5時から午後8時までの間へと短縮する等の協力を行った場合のみ)
- (3) 令和2年4月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること。

*満たさなければ申請できません。

■ 「Web受付ページ」で申請者情報等を入力 (4/27(月)から5/31(日)まで)

休業要請支援金(府・市町村共同支援金)ホームページ内
(URL <http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyugyoshienkin/index.html>)

※受付番号の発行(メールでも通知)

■ 申請書類の作成

※ 郵送される前に「申請書類チェックリスト」で必要な書類が整っているか必ずご確認ください。様式1~3の記入漏れや書類不備がありますと返却することになります。

- ① 「休業要請支援金(府・市町村共同支援金)申請書」(様式1)をダウンロードし印刷
- ② 「休業要請支援金(府・市町村共同支援金)申請要件確認書」(様式2)と「誓約書」(様式3)の書類様式をホームページから印刷
- ③ 必要な書類を添付
 - * 確定申告書の写し
 - * 令和2年4月の売上を示す帳簿の写し
 - * 施設の写し
 - * 本人確認(免許証の写し等)
 - * 営業許可証の写し(該当業種のみ)
 - * 賃貸借契約書の写し
 - * 振込口座通帳の写し など

※ レターパックライトで郵送してください。(5/1(金)から5/31(日)まで(当日消印有効))

■ 申請書類の審査

〒540-0029

大阪府大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか内
休業要請支援金(府・市町村共同支援金)申請事務局

宛先

※ 支援金の支給・不支給の決定、通知

■ 支援金の支給

「休業要請支援金(府・市町村共同支援金)申請事務局」より、登録いただいた金融機関口座に振り込み。